

(仮称) 及川グラウンド・ゴルフ場整備に関する基本方針(案)に対する
パブリックコメント手続実施要領

1 目的

グラウンド・ゴルフは、子供から高齢者まで手軽に楽しむことができるスポーツです。近年、本市の競技人口は増加傾向にあり、令和元年度の地域のサークル活動には延べ4万5千人が参加しています。

このような背景から、市民のスポーツ活動の促進を始め、健康長寿社会や多世代交流の実現のためには、他のスポーツ施設と同様にグラウンド・ゴルフ場の整備が必要であり、(仮称) 及川グラウンド・ゴルフ場整備に関する基本方針を策定するに当たり、広く市民に情報を提供するとともに、可能な限り意見を反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

(仮称) 及川グラウンド・ゴルフ場整備に関する基本方針(案)

3 パブリックコメント手続実施についての周知方法

- (1) 広報あつぎ(2月1日号)への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載(2月1日から)

4 (仮称) 及川グラウンド・ゴルフ場整備に関する基本方針(案)の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和3年2月1日(月)から3月3日(水)まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎4階スポーツ推進課
- (2) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター(公民館)及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ窓口(アミューあつぎ6階)
- (8) 玉川野球場
- (9) 厚木野球場
- (10) 東町スポーツセンター
- (11) 猿ヶ島スポーツセンター
- (12) 南毛利スポーツセンター
- (13) 荻野運動公園体育館
- (14) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和3年2月1日(月)から3月3日(水)まで

※郵送の場合は、末日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

- ア 市役所第二庁舎 4 階スポーツ推進課窓口
- イ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎 1 階市政情報コーナー
 - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
 - (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ窓口（アミューあつぎ 6 階）
 - (キ) 玉川野球場
 - (ク) 厚木野球場
 - (ケ) 東町スポーツセンター
 - (コ) 猿ヶ島スポーツセンター
 - (サ) 南毛利スポーツセンター
 - (シ) 荻野運動公園体育館

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市教育委員会社会教育部スポーツ推進課宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-0044

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 8850@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「(仮称) 及川グラウンド・ゴルフ場整備に関する基本方針（案）のパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、(仮称) 及川グラウンド・ゴルフ場整備に関する基本方針（案）の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、4 に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対して、個別の回答はしません。